

別記 1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）整備事業のア収益性向上対策及びイ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、イ生産基盤強化対策に係る事業の場合は、1から6の者に限る。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表に者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体又は団体として記載されたものとする。）
7	食品事業者（以下のアからウの場合に限る。） ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
8	中間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。）
9	流通業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、農林水産省生産局長が別に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。）
10	産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体
11	コンソーシアム（産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものであり、農林水産省生産局長等が別に定める場合に限る。）

別記 2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）整備事業のア収益性向上対策に係る事業の補助率は、1から6に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内

- 5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内
 6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のア収益性向上対策のうち生産支援事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3	土地改良区
4	農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。)
5	農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)
6	民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)

別記4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のア収益性向上対策のうち生産支援事業の(イ)生産資材の導入等の取組のうち、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植(改植に伴い発生する未収益期間(経済的に価値ある水準の収量が得られるまでの期間をいう。))の栽培管理を含む。)に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費(注1)		補助対象とする 植栽密度	補助対象とする 植栽密度の下限	補助率
1 次の(1)~(4)に係る改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等((1)のア~ウはかん水設備、支柱等資材費を含む。)				
(1)省力樹形への改植	ア りんごの新しい化栽培(高密植低樹高栽培)	概ね165本以上/10a	—	定額(53万円/10a)
	イ りんごの超高密植栽培(トールスピンドル栽培)	概ね250本以上/10a	—	定額(73万円/10a)
	ウ なし、ぶどう、もも等の根域制御栽培	概ね170本以上/10a	—	定額(100万円/10a)
	エ もも、なし、すもも等のジョイント栽培	概ね125本以上/10a	—	定額(33万円/10a)
	オ ア~エ以外の場合(注2)	—	—	1/2以内
(2)主要果樹(注3)への改植((1)の場合を除く。)		—	りんご:18本/10a なし:40本/10a ぶどう:12本/10a もも:18本/10a	定額(17万円/10a)
(3)りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る)への改植((1)の場合を除く。)		—	りんご:62本/10a ぶどう:125本/10a	定額(33万円/10a)
(4)(1)~(3)のいずれにも該当しない改植		—	—	1/2以内

2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費	—	—	定額 (22万円/10a)
--------------------------------	---	---	------------------

注1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。

(1) 10a当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

(2) 10a当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

別記5

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のイ収益性向上対策のうち効果増進事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
2 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
3 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者
1 市町村
2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3 土地改良区
4 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心となる経営体として記載されたものとする。)
5 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)
6 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心となる団体として記載されたものとする。)
7 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
8 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
9 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記7

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (93) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (94) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (95) 年0.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (96) 年0.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (97) 年0.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (98) 年0.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (99) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.21パーセント
- (100) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (101) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (102) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (103) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (104) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (105) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (106) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (107) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (108) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (109) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (110) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.21パーセント
- (111) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (112) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (113) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.21パーセント
- (114) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (115) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.25パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (116) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (117) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.2パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (118) 年0.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (119) 年0.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.235パーセント

別記 8

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。以下同じ。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる地域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる地域を含む。）をいう。以下同じ。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。以下同じ。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。以下同じ。）において行うものである場合

別記 9

資金名	貸付期日	利子補給率	
		農業協同組合	左記以外の融資機関

平準化資金

平成2年9月14日から平成2年12月10日まで	年7.75パーセント	年7.45パーセント
平成2年12月11日から平成3年11月18日まで	年8.1パーセント	年7.8パーセント
平成3年11月19日から平成3年12月19日まで	年7.75パーセント	年7.45パーセント
平成3年12月20日から平成4年3月12日まで	年7.5パーセント	年7.2パーセント
平成4年3月13日から平成4年12月1日まで	年7.2パーセント	年6.9パーセント
平成4年12月2日から平成5年6月3日まで	年6.7パーセント	年6.4パーセント
平成5年6月4日から平成5年12月26日まで	年6.4パーセント	年6.1パーセント
平成5年12月27日から平成7年8月8日まで	年5.8パーセント	年5.5パーセント
平成7年8月9日から平成7年11月9日まで	年4.85パーセント	年4.55パーセント
平成7年11月10日から平成7年12月7日まで	年4.7パーセント	年4.4パーセント
平成7年12月8日から平成8年4月14日まで	年4.5パーセント	年4.2パーセント
平成8年4月15日から平成8年9月19日まで	年4.75パーセント	年4.45パーセント
平成8年9月20日から平成9年2月6日まで	年4.6パーセント	年4.3パーセント
平成9年2月7日から平成9年3月27日まで	年4.35パーセント	年4.05パーセント
平成9年3月28日から平成9年4月22日まで	年4.2パーセント	年3.9パーセント
平成9年4月23日から平成9年5月22日まで	年4.05パーセント	年3.75パーセント
平成9年5月23日から平成9年6月30日まで	年3.9パーセント	年3.6パーセント
平成9年7月1日から平成9年7月24日まで	年4.35パーセント	年4.05パーセント
平成9年7月25日から平成9年8月21日まで	年4.2パーセント	年3.9パーセント
平成9年8月22日から平成9年9月23日まで	年4.05パーセント	年3.75パーセント
平成9年9月24日から平成9年10月26日まで	年3.75パーセント	年3.45パーセント
平成9年10月27日から平成9年11月19日まで	年3.6パーセント	年3.3パーセント
平成9年11月20日から平成10年2月5日まで	年3.3パーセント	年3パーセント
平成10年2月6日から平成10年3月8日まで	年3.15パーセント	年2.85パーセント
平成10年3月9日から平成10年3月16日まで	年3.45パーセント	年3.15パーセント
平成10年3月17日から平成10年4月13日まで	年3.15パーセント	年2.85パーセント
平成10年4月14日から平成10年6月15日まで	年3パーセント	年2.7パーセント
平成10年6月16日から平成10年8月30日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成10年8月31日から平成10年9月17日まで	年2.9パーセント	年2.6パーセント
平成10年9月18日から平成10年10月21日まで	年2.6パーセント	年2.3パーセント
平成10年10月22日から平成11年1月5日まで	年2.1パーセント	年1.8パーセント
平成11年1月6日から平成11年2月11日まで	年2パーセント	年1.7パーセント
平成11年2月12日から平成11年2月21日まで	年3.3パーセント	年3パーセント

平成11年2月22日から平成11年4月26日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成11年4月27日から平成11年5月24日まで	年3パーセント	年2. 7パーセント
平成11年5月25日から平成11年6月15日まで	年2. 6パーセント	年2. 3パーセント
平成11年6月16日から平成11年8月2日まで	年2. 45パーセント	年2. 15パーセント
平成11年8月3日から平成11年9月27日まで	年3パーセント	年2. 7パーセント
平成11年9月28日から平成11年10月19日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成11年10月20日から平成11年11月28日まで	年2. 9パーセント	年2. 6パーセント
平成11年11月29日から平成12年1月6日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成12年1月7日から平成12年2月1日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成12年2月2日から平成12年2月20日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成12年2月21日から平成12年3月26日まで	年2. 95パーセント	年2. 65パーセント
平成12年3月27日から平成12年4月20日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成12年4月21日から平成12年5月24日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成12年5月25日から平成12年6月18日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成12年6月19日から平成12年9月24日まで	年2. 95パーセント	年2. 65パーセント
平成12年9月25日から平成12年10月25日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成12年10月26日から平成12年12月17日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成12年12月18日から平成13年1月31日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成13年2月1日から平成13年2月25日まで	年2. 85パーセント	年2. 55パーセント
平成13年2月26日から平成13年3月18日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成13年3月19日から平成13年4月1日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成13年4月2日から平成13年5月17日まで	年2. 35パーセント	年2. 05パーセント
平成13年5月18日から平成13年5月31日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成13年6月1日から平成13年7月2日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成13年7月3日から平成13年8月13日まで	年2. 45パーセント	年2. 15パーセント
平成13年8月14日から平成14年2月19日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成14年2月20日から平成14年4月1日まで	年2. 85パーセント	年2. 55パーセント
平成14年4月2日から平成14年7月4日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成14年7月5日から平成14年10月31日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成14年11月1日から平成14年12月2日まで	年2. 35パーセント	年2. 05パーセント
平成14年12月3日から平成15年2月19日まで	年2. 25パーセント	年1. 95パーセント
平成15年2月20日から平成15年3月18日まで	年2. 15パーセント	年1. 85パーセント
平成15年3月19日から平成15年4月17日まで	年2. 05パーセント	年1. 75パーセント

平成15年4月18日から平成15年5月22日まで	年1. 95パーセント	年1. 65パーセント
平成15年5月23日から平成15年7月17日まで	年1. 75パーセント	年1. 45パーセント
平成15年7月18日から平成15年8月19日まで	年2. 25パーセント	年1. 95パーセント
平成15年8月20日から平成15年9月18日まで	年2. 15パーセント	年1. 85パーセント
平成15年9月19日から平成15年10月20日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成15年10月21日から平成15年11月20日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成15年11月21日から平成15年12月17日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成15年12月18日から平成16年1月25日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成16年1月26日から平成16年2月18日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成16年2月19日から平成16年3月17日まで	年2. 45パーセント	年2. 15パーセント
平成16年3月18日から平成16年4月20日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成16年4月21日から平成16年7月21日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成16年7月22日から平成16年9月20日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成16年9月21日から平成16年10月20日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成16年10月21日から平成16年11月17日まで	年2. 85パーセント	年2. 55パーセント
平成16年11月18日から平成16年12月19日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成16年12月20日から平成17年2月20日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成17年2月21日から平成17年3月17日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成17年3月18日から平成17年4月19日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成17年4月20日から平成17年5月24日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成17年5月25日から平成17年8月17日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成17年8月18日から平成17年9月19日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成17年9月20日から平成17年10月19日まで	年2. 55パーセント	年2. 25パーセント
平成17年10月20日から平成18年1月25日まで	年2. 75パーセント	年2. 45パーセント
平成18年1月26日から平成18年2月19日まで	年2. 65パーセント	年2. 35パーセント
平成18年2月20日から平成18年4月18日まで	年2. 85パーセント	年2. 55パーセント
平成18年4月19日から平成18年5月23日まで	年3. 05パーセント	年2. 75パーセント
平成18年5月24日から平成18年7月19日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成18年7月20日から平成18年8月17日まで	年3. 25パーセント	年2. 95パーセント
平成18年8月18日から平成18年9月20日まで	年3. 15パーセント	年2. 85パーセント
平成18年9月21日から平成18年12月19日まで	年2. 95パーセント	年2. 65パーセント
平成18年12月20日から平成19年1月24日まで	年2. 85パーセント	年2. 55パーセント
平成19年1月25日から平成19年6月19日まで	年2. 95パーセント	年2. 65パーセント

平成19年6月20日から平成19年7月18日まで	年3.05パーセント	年2.75パーセント
平成19年7月19日から平成19年8月19日まで	年3.15パーセント	年2.85パーセント
平成19年8月20日から平成19年9月19日まで	年3.05パーセント	年2.75パーセント
平成19年9月20日から平成19年10月17日まで	年2.85パーセント	年2.55パーセント
平成19年10月18日から平成19年11月18日まで	年2.95パーセント	年2.65パーセント
平成19年11月19日から平成19年12月18日まで	年2.85パーセント	年2.55パーセント
平成19年12月19日から平成20年3月18日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成20年3月19日から平成20年4月17日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成20年4月18日から平成20年5月22日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成20年5月23日から平成20年6月17日まで	年2.95パーセント	年2.65パーセント
平成20年6月18日から平成20年7月17日まで	年3.05パーセント	年2.75パーセント
平成20年7月18日から平成20年8月19日まで	年2.95パーセント	年2.65パーセント
平成20年8月20日から平成20年9月18日まで	年2.85パーセント	年2.55パーセント
平成20年9月19日から平成20年10月20日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成20年10月21日から平成20年12月17日まで	年2.85パーセント	年2.55パーセント
平成20年12月18日から平成21年1月25日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成21年1月26日から平成21年4月19日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成21年4月20日から平成21年5月26日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成21年5月27日から平成21年7月20日まで	年2.85パーセント	年2.55パーセント
平成21年7月21日から平成21年9月17日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成21年9月18日から平成21年11月19日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成21年11月20日から平成21年12月17日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成21年12月18日から平成22年1月21日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成22年1月22日から平成22年5月25日まで	年2.75パーセント	年2.45パーセント
平成22年5月26日から平成22年7月21日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成22年7月22日から平成22年8月17日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
平成22年8月18日から平成22年9月20日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成22年9月21日から平成22年10月24日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
平成22年10月25日から平成22年11月17日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成22年11月18日から平成22年12月19日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成22年12月20日から平成23年2月20日まで	年2.55パーセント	年2.25パーセント
平成23年2月21日から平成23年5月26日まで	年2.65パーセント	年2.35パーセント
平成23年5月27日から平成23年8月17日まで	年2.55パーセント	年2.25パーセント

平成23年8月18日から平成23年10月19日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
平成23年10月20日から平成23年12月18日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成23年12月19日から平成24年1月26日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
平成24年1月27日から平成24年4月17日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成24年4月18日から平成24年5月22日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
平成24年5月23日から平成24年8月19日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成24年8月20日から平成24年9月19日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
平成24年9月20日から平成24年12月18日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成24年12月19日から平成25年1月23日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
平成25年1月24日から平成25年2月20日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成25年2月21日から平成25年3月20日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成25年3月21日から平成25年4月17日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
平成25年4月18日から平成25年5月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
平成25年5月20日から平成25年6月18日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
平成25年6月19日から平成25年7月18日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成25年7月19日から平成25年8月18日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
平成25年8月19日から平成25年10月20日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
平成25年10月21日から平成26年2月19日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
平成26年2月20日から平成26年3月18日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
平成26年3月19日から平成26年7月17日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
平成26年7月18日から平成26年11月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
平成26年11月20日から平成27年1月21日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年1月22日から平成27年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成27年2月19日から平成27年3月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成27年3月18日から平成27年4月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年4月20日から平成27年5月26日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成27年5月27日から平成27年8月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年8月19日から平成28年1月20日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成28年1月21日から平成28年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成28年2月19日から平成28年3月17日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成28年3月18日から平成28年4月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
平成28年4月20日から平成28年9月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
平成28年9月20日から平成28年10月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント

平成28年10月20日から平成28年11月23日まで	年1. 20パーセント	年0. 90パーセント
平成28年11月24日から平成28年12月18日まで	年1. 15パーセント	年0. 85パーセント
平成28年12月19日から平成29年2月19日まで	年1. 40パーセント	年1. 10パーセント
平成29年2月20日から平成29年3月20日まで	年1. 50パーセント	年1. 20パーセント
平成29年3月21日から平成30年8月19日まで	年1. 40パーセント	年1. 10パーセント
平成30年8月20日から平成30年12月18日まで	年1. 50パーセント	年1. 20パーセント
平成30年12月19日から平成31年2月20日まで	年1. 40パーセント	年1. 10パーセント
平成31年2月21日から令和元年7月18日まで	年1. 30パーセント	年1. 00パーセント
令和元年7月19日から令和元年9月18日まで	年1. 15パーセント	年0. 85パーセント
令和元年9月19日から令和元年10月20日まで	年1. 10パーセント	年0. 80パーセント
令和元年10月21日から令和元年12月17日まで	年1. 15パーセント	年0. 85パーセント
令和元年12月18日から令和2年2月19日まで	年1. 30パーセント	年1. 00パーセント
令和2年2月20日から令和2年4月19日まで	年1. 20パーセント	年0. 90パーセント
令和2年4月20日から令和2年7月19日まで	年1. 30パーセント	年1. 00パーセント
令和2年7月20日から令和2年12月17日まで	年1. 40パーセント	年1. 10パーセント
令和2年12月18日から令和3年2月18日まで	年1. 30パーセント	年1. 00パーセント
令和3年2月19日以降	年1. 40パーセント	年1. 10パーセント

別記10

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあっては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

(1)(2)に掲げるもの以外のもの

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	125,000円/10a 【105,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105,000円/10a 【85,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55,000円/10a 【40,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	30,000円/100m 【30,000円/100m】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—

高低差が10cm を超える場合	250,000円/10a 【195,000円/10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行う場合	230,000円/10a 【175,000円/10a】
高低差が10cm 以下で表土扱いを行わない場合	175,000円/10a 【130,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	150,000円/10a 【115,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	145,000円/10a 【105,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	100,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	75,000円/10a 【55,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円/10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	15,000円/10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	150,000円/100m 【110,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	140,000円/100m 【100,000円/100m】
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	15,000円/100m 加算
末端畑地かんがい施設	155,000円/10a 【110,000円/10a】
樹園地の場合	245,000円/10a 【175,000円/10a】
給水栓設置のみの場合	15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	50,000円/10m 【40,000円/10m】
客土	115,000円/10a 【65,000円/10a】
除礫	200,000円/10a 【145,000円/10a】

- (2) 実施結果報告時まで、中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取

り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。)に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	—
高低差が10cmを超える場合	150,000円/10a 【125,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	125,000円/10a 【100,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	65,000円/10a 【45,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	35,000円/100m 【35,000円/100m】
田・畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)	—
高低差が10cmを超える場合	300,000円/10a 【230,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	275,000円/10a 【210,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	210,000円/10a 【155,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	180,000円/10a 【135,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	170,000円/10a 【125,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	120,000円/10a 【100,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	90,000円/10a 【65,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円/10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	15,000円/10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	180,000円/100m 【130,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	165,000円/100m 【120,000円/100m】
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	15,000円/100m 加算
末端畑地かんがい施設	185,000円/10a 【130,000円/10a】
樹園地の場合	290,000円/10a 【210,000円/10a】
給水栓設置のみの場合	15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】

ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	50,000円/10m 【40,000円/10m】
客土	135,000円/10a 【75,000円/10a】
除礫	240,000円/10a 【170,000円/10a】

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times$ 助成単価

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

別記11

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積。湧水処理にあつては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

- (1) (2) に掲げるもの以外のもの

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	125,000円/10a 【105,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105,000円/10a 【85,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55,000円/10a 【40,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	30,000円/100m 【30,000円/100m】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	250,000円/10a 【195,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	230,000円/10a 【175,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	175,000円/10a 【130,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	150,000円/10a 【115,000円/10a】

バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	145,000円/10a 【105,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	100,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	75,000円/10a 【55,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円/10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	15,000円/10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	150,000円/100m 【110,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	140,000円/100m 【100,000円/100m】
本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合	15,000円/100m 加算
末端畑地かんがい施設	155,000円/10a 【110,000円/10a】
樹園地の場合	245,000円/10a 【175,000円/10a】
給水栓設置のみの場合	15,000円/1箇所 【10,000円/1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	50,000円/10m 【40,000円/10m】
客土	115,000円/10a 【65,000円/10a】
除礫	200,000円/10a 【145,000円/10a】
更新	—
用水路、農作業道	95,000円/10m 【60,000円/10m】
排水路	145,000円/10m 【85,000円/10m】
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費	—
受益地内の作付面積の内1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円

(2) 実施結果報告時までに、中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）

第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）の2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。

区 分	交付単価
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	—
高低差が10cmを超える場合	150,000円/10a 【125,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	125,000円/10a 【100,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	65,000円/10a 【45,000円/10a】
畦畔除去のみの場合	35,000円/100m 【35,000円/100m】
田・畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	—
高低差が10cmを超える場合	300,000円/10a 【230,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	275,000円/10a 【210,000円/10a】
高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	210,000円/10a 【155,000円/10a】
暗渠排水	—
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	180,000円/10a 【135,000円/10a】
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	170,000円/10a 【125,000円/10a】
トレンチャ工法を用いる場合	120,000円/10a 【100,000円/10a】
掘削同時埋設工法を用いる場合	90,000円/10a 【65,000円/10a】
地下かんがいを導入する場合	25,000円/10a 加算
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	15,000円/10a 加算
外注により実施設計を行う場合	15,000円/10a 加算
湧水処理	—
表土扱いを行う場合	180,000円/100m 【130,000円/100m】
表土扱いを行わない場合	165,000円/100m 【120,000円/100m】
本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合	15,000円/100m 加算
末端畑地かんがい施設	185,000円/10a

	【130,000円／10a】
樹園地の場合	290,000円／10a 【210,000円／10a】
給水栓設置のみの場合	15,000円／1箇所 【10,000円／1箇所】
ほ場外からの接続管を一体的に施工する場合	50,000円／10m 【40,000円／10m】
客土	135,000円／10a 【75,000円／10a】
除礫	240,000円／10a 【170,000円／10a】
更新	—
用水路、農作業道	110,000円／10m 【70,000円／10m】
排水路	170,000円／10m 【100,000円／10m】
条件改善推進費	年上限額を3,000,000円
高収益作物転換推進費	
受益地内の作付面積の内1／4以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を3,000,000円
受益地内の作付面積の内1／3以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を4,000,000円
受益地内の作付面積の内1／2以上を新たに高収益作物に転換する場合	年上限額を5,000,000円

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

3 暗渠排水に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以上となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減額するものとする。

- (1) 田・畑の区画拡大にあつては、受益面積10アール当たり2万円（施工延長100メートル当たり1万円）を減額。
- (2) 暗渠排水にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減額。
- (3) 湧水処理にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減額。

別記12

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

別記13

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1-1の別表の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

1 農業競争力強化農地整備事業

区 分		交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1-2の第8の8の（1）に定める中心経営体集積率	55%以上65%未満	0.055	0.065
	65%以上75%未満	0.065	0.085
	75%以上85%未満	0.075	0.105
	85%以上	0.085	0.125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記14

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1-1の別表の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記15

補助対象経費の限度額は、国営農地再編整備事業の総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分		交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1-2の第8の8の（2）に定める中心経営体集積率	55%以上65%未満	0.014	0.017
	65%以上75%未満	0.017	0.022
	75%以上85%未満	0.019	0.027
	85%以上	0.022	0.032

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記16

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（湧水処理にあつては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満（隔障物整備にあつては10アール未満）を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

区 分	助成単価
区画拡大	

畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合	125,000円/10a
畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105,000円/10a
畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55,000円/10a
畦畔除去のみの場合	30,000円/100m
暗渠排水	
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合	150,000円/10a
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合	145,000円/10a
トレンチャ工法を用いる場合	100,000円/10a
掘削同時埋設工法を用いる場合	75,000円/10a
湧水処理	
表土扱いを行う場合	150,000円/100m
表土扱いを行わない場合	140,000円/100m
客土	115,000円/10a
除礫	200,000円/10a
隔障物整備	
電気牧柵の場合	250,000円/1ha
電気牧柵以外の場合	210,000円/1ha